

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	危機管理監・財務部 (危機管理課) (税務総務課)	
2 協議事項 (案件名)	被災者生活再建支援のあり方について	
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本市は、大規模災害時の各種被災者生活再建支援を一元的に管理する仕組みは未整備である。 ・国は、平成 25 年 6 月災害対策基本法の一部を改正し、被災者が各種支援を受けるために必要となる「り災証明書」の交付に必要な業務の実施体制を確保し、遅滞なく発行することを市町村長の義務とした。 ・県は、平成 30 年度に被災者生活再建支援システムの県内市町一括導入を目指したが、同年 12 月「県アクションプログラム 2013」を改定し、県補助金対象の事業として、各市町が整備するものとした。 ・本市においては、被災地や先進地を視察し、現行体制とシステム導入後の必要人員数や発行までの時間などを比較検討した。 	
4 検討経過・ 課題	<p>【先進地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度：西宮市・平成 28 年度：熊本市 ・平成 30 年度：常総市、新潟市を視察 <p>【庁内協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度：庁内関係部署とシステム構築の是非を含め協議 ・平成 30・31 年度：3 社のデモを行った。 	
5-1 方向性の 提案 (目指 すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムを導入することにより「建物認定調査」、「調査結果登録」及び「り災証明書発行」の大幅な時間短縮を図るとともに、全庁的に「被災者台帳」を活用し速やかな生活再建支援ができる体制を構築する。 ・各部局に跨る被災者支援業務を一元的に管理することで、被災者に寄り添った生活再建支援を可能とする。 ・当該システムの導入においては、国の「緊急防災・減災事業債」及び県の「地震・津波対策等減災交付金」を有効活用し、令和 2 年度に最小経費による整備を進める。 <p>※国及び県からの補助金交付期間：～令和 2 年度末</p>	
5-2 上記の方 向性決定 に向け議 論する事 項 (妥当性、 必要性、有効 性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムの必要性及び有効性 ・当該システムを導入する時期の妥当性及びスケジュール 	
6 結果	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> サマーレビューで審議</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>具体的内容</p> <p>費用対効果や導入のメリット、配備した場合のシステムの運用方法を検討するとともに、小規模災害時の使用についても検討すること。</p>
7 その他		